## 「ビジネスと人権」10年間の軌跡とこれから:GC研の歩みとともに

菅原絵美 (グローバル・コンパクト研究センター代表/大阪経済法科大学)

## 1. GC 研の 10 年間と「ビジネスと人権」の 10 年間

1. GC 初の10 中間と「C クイハと八権」の10 GC 研の活動	年	「ビジネスと人権」の動き
法政大学現代法研究所国連グローバル・コンパ	2007年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
クト研究センター設立 (江橋崇センター長)	12月	
『グローバル・コンパクトの新展開』発刊	2008年	「保護、尊重、救済:ビジネスと人権のための枠組
*1-3月 OHCHR/4-7月 UNGC でインター		み」(ラギーフレームワーク)の発表
ン後、7月より GC-JN(現 GCNJ)勤務		
『企業の社会的責任経営: CSR とグローバル・	2009年	子どもの権利委員会「ビジネス部門の責任」に関す
コンパクトの可能性』発刊		る勧告を発表、政府報告書審査の最終所見において
第1回UNGC 日中韓研究者会合(ソウル)		「子どもの権利およびビジネス部門」の項目をたて
*インド〜UNGC および人権 CSR 調査		締約国政府への勧告を開始。
第2回UNGC日中韓研究者会合(上海)	2010年	ISO26000 発行
East Asia 30 会議		女性のエンパワメント原則(WEPs)発表
第3回国連GC リーダーズサミットへ参加		米国ドッド・フランク法(紛争鉱物規制)
"Being Responsible in East Asia"発刊	2011年	「ビジネスと人権」に関する指導原則の承認
『東アジアの CSR』 発刊		国連人権理事会に「ビジネスと人権」作業部会設置
第3回UNGC日中韓研究者会合(東京)		EU の CSR2011-2014 年戦略に指導原則
*韓国との人権 CSR 共同研究開始		OECD 多国籍企業行動指針改定(第5版)
第4回 UNGC 日中韓研究者会議(ソウル)	2012年	国連「ビジネスと人権フォーラム」が開始
第1回ユース CSR 会議への参加		1967年以降に占領されたパレスチナ地域の人権状
公開研究会「グローバル・コンパクトで、企業		況に関する特別報告者(2012年): 加担 13 社
力と地域力をアップ!」(東京・山形・北九州)		赤道原則改定(第3版)
グローバル・コンパクト研究センターへ改称	2013年	米国ミャンマー新規投資規制
(江橋崇より菅原絵美へ代表交代)		英国が世界で初となる国別行動計画 NAP を策定
第4回国連GC リーダーズサミットへ参加		(2016年に現代奴隷法等を盛り込み改訂)
第2回国連「ビジネスと人権フォーラム」参加		子どもの権利条約一般的意見 16「企業セクターが
人権 CSR セミナー第1弾(LGBT の権利)		子どもの権利に及ぼす影響に関わる国の義務」発表
*『人権 CSR ガイドライン』発刊		(2017年に同様の社会権規約一般的意見 24)
公開研究会「女性のエンパワメントで、企業力	2014年	国連人権理事会に「ビジネスと人権」の条約化を検
と地域力をアップ!」(第1回大阪)		討する政府間作業部会が設置 (2015年より活動)
第6回UNGC日中韓RT&研究者会合参加		子どもの権利とビジネス原則発表
人権 CSR セミナー第2・3 弾(紛争とビジネス		
/子ども・障害者の権利)		
公開研究会「女性のエンパワメントで、企業力	2015年	G7 エルマウ・サミット首脳宣言で指導原則の支持
と地域力をアップ!」(第2回東京)		持続可能な開発目標(SDGs)が承認
*インドへUNGC および人権 CSR 調査		英国現代奴隷法制定・施行
公開研究会「女性のエンパワメントで、企業力	2016年	日本政府が国別行動計画 NAP 策定を宣言
と地域力をアップ!」(第3回横浜)		日本 SDGs 実施指針に NAP 策定
*国際法学会報告・論究ジュリスト寄稿		
公開研究会「職場、市場、地域を元気に:国連	2017年	フランス企業注意義務法施行 (制定は前年)

原則をつかって」(東京)	東京 2020 大会持続可能性に配慮した調達コード
*『サプライチェーンにおける人権への挑戦』	(第1版)
寄稿	ILO 三者宣言改定(第5版)
	経団連企業行動憲章の改訂(指導原則の位置づけ)
	イスラエル入植加担企業リスト公開予定(年末)

## 2. 「ビジネスと人権」への国際的な関心の高まり

(1)国連グローバル・コンパクト (UNGC) の発足 (2000年)

国連事務総長と企業最高経営責任者との「約束(コンパクト)」により、企業活動における人権・労働基準の 尊重及びミレニアム開発目標・持続可能な開発目標の実現が企業の社会的責任の対象に

- ・グローバル・コンパクト 10 原則一世界人権宣言、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言 (原則 1:人権の尊重と支持、原則 2:人権侵害への非加担)
- ・持続可能な開発目標(SDGs)←成果文書「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」
- (2)国連人権理事会による「ビジネスと人権に関する指導原則」の承認(2011年)
- ①「国連多国籍企業行動綱領案」の挫折(1970 年代~1990 年代前半) OECD 多国籍企業行動指針(1976 年、2011 年改訂)、ILO 三者宣言(1977 年、2017 年改訂)
- ②「人権に関する多国籍企業及び他の企業の責任に関する規範」の挫折(2003年)
- ③「ビジネスと人権に関する指導原則」の承認(2011年)
  - ・国家の人権保護義務(国家の域外的義務を含む): 子どもの権利条約、社会権規約で一般的意見
  - ・企業の人権尊重責任
    - ←世界人権宣言、自由権規約、社会権規約、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言 国家の義務とは独立に国際人権基準を尊重する責任

自社グループのみならず取引先(調達、生産・製造委託、投資、流通)の人権侵害に対しても責任

→国際機関、地域機関、政府、企業、市民社会が指導原則を普及・実施

「国別行動計画(NAP)| 策定(現在17カ国が策定、23カ国(日本を含む)が政府により策定中)

(3)企業・市民社会による「ビジネスと人権」の取組み(代表的なものの例示)

- ・ISO26000 (2010年) ←国際人権章典・7つの主要な国際人権関連文書
- ・東京 2020 大会「持続可能性に配慮した調達コード(第1版)(2017年): 国際的人権基準の尊重×調達・流通
  ←参考文献の国際的な合意・行動規範関連
- ・経団連「企業行動憲章」の改訂 (2017年): すべての人々の人権を尊重する経営を行う (第4原則) ←国際的に認められた人権の尊重: 指導原則、SDGs など

## 3.「ビジネスと人権」への国際的な関心の広がり

事業活動全体とステークホルダー(労働者、消費者、地域住民等)の関係を、「ビジネスと人権」という問題群 (労働問題から政府・反政府勢力や取引先による人権侵害への加担まで多岐)として包括的に捉える。

○サプライチェーンから、改めて「バリューチェーン」までが対象

(1)調達:紛争鉱物、木材資源、パーム油

(2)製造:サプライチェーンにおける人権侵害(児童労働、移住労働者、現代奴隷、ジェンダー課題など)

(3)投資:ポスコ社によるインドでの強制移住事件 (蘭・ノルウェー投資機関に責任)、ESG 投資

(4)流通:製品の不正使用、イスラエス入植加担企業 (イスラエス政府への商品・サービスの提供)

4. まとめ:これからへの希望と懸念:愛知中小企業家同友会2017年提言/「人権リスク」と「経営リスク」